

都道府県・指定都市障害者施策推進協議会の設置状況(2)

(14.3.31現在)

指定都市	名 称	設 置 年 月	委 員 の 構 成 (人)			
			委 員 総 数	障 害 者 団 体 の 代 表	そ の 他 の 委 員	障 害 者 総 数
札幌市	札幌市障害者施策推進協議会	6.6	20	5 (1)	15 (3)	4
仙台市	仙台市障害者施策推進協議会	6.6	20	7 (3)	13 (1)	4
千葉市	千葉市障害者施策推進協議会	4.4	22	5 (3)	17 (0)	3
横浜市	横浜市障害者施策推進協議会	6.6	25	9 (4)	16 (2)	6
川崎市	川崎市障害者施策推進協議会	7.5	20	8 (4)	12 (0)	4
名古屋市	名古屋市障害者施策推進協議会	6.6	20	3 (1)	17 (0)	1
京都市	京都市障害者施策推進協議会	6.6	24	6 (4)	18 (1)	5
大阪市	大阪市障害者施策推進協議会	6.4	55	18 (14)	37 (1)	15
神戸市	神戸市障害者施策推進協議会	6.6	20	5 (1)	15 (0)	1
広島市	広島市障害者施策推進協議会	6.6	-	-	-	-
北九州市	北九州市障害者施策推進協議会	47.4	18	6 (1)	12 (0)	1
福岡市	福岡市障害者施策推進協議会	6.6	17	5 (2)	12 (0)	2
小 計	12		261	77 (38)	184 (8)	46
合 計	59		1,166	367 (167)	799 (34)	201
構成比(%)	都道府県障害者施策推進協議会		100	32.0	68.0	17.1
	指定都市障害者施策推進協議会		100	29.5	70.5	17.6
	合 計		100	31.5	68.5	17.2

- (注) 1 障害者団体の代表とは、当事者、家族会、支援団体の代表のことをいう。
 2 障害者団体の代表欄及びその他の委員欄の括弧内の数字は、障害のある人の再掲。
 3 障害者総数とは、障害者団体の代表及びその他の委員のうち、障害のある人の再掲。
 4 広島市障害者施策推進協議会の委員については、改選により、検討中。